越福総第６７号
令和５年(2023 年) ６月１２日

介護保険サービス事業者等
障害福祉サービス事業者等　代表者　様

越谷市 福祉部 福祉総務課長

令和５年度（2023 年度）越谷市集団指導資料の市ホームページへの掲載について（通知）

日ごろより、本市福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、本市で所管する介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等を対象として、集団指導にかかるオンラインシステム（Zoom ミーティング）での講義を実施しました。

令和５年の集団指導は、当該講義への出席に加え、市ホームページ掲載中の資料を確認し、電子申請にて「確認報告」を行っていただくことで「参加」とします。

また、オンラインシステム（Zoom ミーティング）の講義にやむを得ず出席できなかった事業者には、市ホームページ掲載の当該資料を確認し、同様に電子申請で「確認報告」を行っていただくことで「参加」されたものとみなします。

なお、電子申請による「確認報告」がない場合は、集団指導不参加とみなし、優先的に実地指導（指導監査）を実施します。

記

１　集団指導資料の掲載場所
越谷市公式ホームページ
トップページ⇒福祉・健康⇒福祉⇒福祉政策、地域福祉(越谷市の計画関連)
⇒社会福祉施設・福祉サービス事業所等の指導監査
⇒【重要】令和５年度(2023 年度)集団指導(介護・障害サービス)の資料掲載のお知らせ

〔集団指導資料 URL・QR コード〕
http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/syakaihukusi/shidoukansa/syuudannshidou.html

（ 裏面に続く ）

２　確認する資料（別紙１参照）

①集団指導資料

②主な指導事項

③埼玉労働局からのお知らせ

３　資料の確認報告について

資料を確認した後、令和５年(2023年)８月３１日（木）までに、サービス種別（別紙２参照）ごとに電子申請にて「確認報告」を行ってください。

※当該報告は参加確認となりますので、必ず報告を行ってください。

※電子申請は、下記のURLから検索又はORコードの読み取りをしてください。

※利用者登録せず申請してください。

〔電子申請URL・QRコード〕

https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52174

〔問い合わせ〕

福祉部　福祉総務課

電話：０４８－９６３－９２２４

6月6日、7日のオンラインシステム（Zoomミーティング）当日資料（抜粋）　別紙１

令和5年度 集団指導の内容

次の3点について、ご確認をお願いするもの

①　「集団指導資料」
②　「主な指導事項」
③　「埼玉労働局からのお知らせ」

→いずれも、越谷市ホームページで公開中

（ＵＲＬは、5/31メールでお知らせ済）

【越谷市】集団指導のホームページ抜粋

【重要】令和5年度(2023年度)集団指導(介護・障害・保育)のお知らせ

Tweet

目 次

集団指導資料(1から3)　※令和5年度の資料については、現在作成中です。

本市では、例年、所管する介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者及び保育施設等設置者を対象として、集団指導を実施しているところです。
令和5年度については、新型コロナウイルスの感染拡大防止等の観点から、次の①～③のとおり実施することとしました。なお、①③の電子申請による報告方法については、6月中旬頃に通知する予定です。
①介護・障害サービス…Zoomミーティング及びHP掲載資料を確認したことを電子申請で報告する。

②保育(特定教育・保育施設、特定地域型保育施設)…HP掲載資料を確認したことを電子申請で報告する。

③保育(特定子ども・子育て支援施設等)…別途通知により案内した講義を受講する。(6月21日開催予定)

通知文（介護・障害サービス）（PDF：165KB）　※受付は終了しました。

通知文（特定子ども・子育て支援施設等（幼児教育無償化））（PDF：1,122KB）　**※5月31日まで受付**
※対象施設・事業所(令和5年4月1日現在)に上記通知を送付しています。

集団指導資料(1から3)
※令和5年度の資料については、現在作成中です。

1　集団指導資料

集団指導資料（介護サービス）
集団指導資料（障害サービス）
集団指導資料（保育サービス）

【内容】介護・障害関係のほかに、消防、感染症関係等

①

2　主な指導事項

②

主な指導事項（介護サービス）

サービス種別	主な指導事項
〔通所・居宅〕 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護 定期巡回・随時対応型訪問介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売	作成中
〔入居・入所〕 介護老人福祉施設・地域密着型入居者生活介護・短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護 介護老人保健施設（短期入所療養介護） 通所リハビリテーショ	作成中
〔相談支援	作成中

【内容】実地指導で指摘の多かった事項

主な指導事項（障害サービス）

サー	主な指導事項
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	作成中
生活介護（通所）・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援	作成中
共同生活援助・障害者支援施設（施設入所支援及び生活介護等）・短期入所	作成中
計画相談支援・障害児計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	作成中
〔障害児通所支援〕 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	作成中

主な指導事項（保育サービス）

サービス種別	主な指導事項
特定教育・保育施設等、特定地域型保育施設等	保育サービス（PDF：189KB）

3　埼玉労働局からのお知らせ

集団指導資料（労働局）

【内容】埼玉労働局から、労働法関係について

③

この後の流れ

①・「主な指導事項」の講義
　・事前に頂いた質問への回答
　　↓講義終了後
② 各自、市ＨＰから、その他の資料確認
　　↓すべて確認後
③ 電子申請により完了報告

＊ 報告手順は、6月中旬にお知らせ。8/31回答期限

事務連絡

◆　「欠席者向け録画配信」について
→　「市ＨＰ資料掲載のみ」へ変更

◆　「R5 自主点検表」について
→ 6月中旬に市ＨＰ掲載予定
→ **<u>毎年の点検</u>**をお願いしたい
（実地指導の有り・なし、に関係なく）

別 紙2

〔対象サービス一覧〕

※サービス種別（指定・確認）ごとに電子申請にて「確認報告」を行ってください。

※介護予防サービス（総合事業を含む。）については、報告の必要はありません。

例 1） １つの事業所において、「居宅介護」と「重度訪問介護」の指定を受けている場合は、2 サービス分の報告（2 回の電子申請）が必要です。

例 2） １つの事業所において、「通所介護 A」と「通所介護 B」の指定を受けている場合は、2 サービス分の報告（2 回の電子申請）が必要です。

例 3） 「介護老人福祉施設」において、「短期入所生活介護」の指定を受けている場合は、併設型・空床利用型を問わず、2 サービス分の報告（2 回の電子申請）が必要です。

※「確認報告」がない場合は、集団指導不参加とみなし、優先的に実地指導（指導監査）を実施しますので、必ず指定サービス分の申請を行ってください。

介護		
	通所介護	小規模多機能型居宅介護
	地域密着型通所介護	特定施設入居者生活介護
	認知症対応型通所介護	介護老人福祉施設
	訪問介護	地域密着型介護老人福祉施設
	訪問看護	短期入所生活介護
	訪問入浴介護	介護老人保健施設（短期入所療養介護）
	定期巡回・随時対応型訪問介護	訪問リハビリテーション
	福祉用具貸与	通所リハビリテーション
	特定福祉用具販売	居宅介護支援
	認知症対応型共同生活介護	
障がい者		
	居宅介護	生活訓練
	重度訪問介護	障害者支援施設（施設入所支援及び生活介護等）
	同行援護	共同生活援助
	行動援護	短期入所
	就労継続支援 A 型	計画相談支援
	就労継続支援 B 型	地域移行支援
	就労移行支援	地域定着支援
	就労定着支援	自立生活援助
	生活介護（通所）	
障がい児		
	障害児相談支援	放課後等デイサービス
	児童発達支援	保育所等訪問支援